

地域計画

策定年月日	令和6年3月29日
更新年月日	— ( — )
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	二宮町 342
地域名 (地域内農業集落名)	一色地域 ( 一色集落、打越集落 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	73.46 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	46.46 ha
② 田の面積	5.70 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	65.54 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	19.32 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.18 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計(令和3年度時点)	19.64 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	3.78 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

今回(3月)追記した文言には、強調及び下線を引いています。

- ・今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、認定農業者の拡大意向が少ないことから、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成・確保や後継者による維持が必要となる。
- ・一色西部及び打越では、新規就農を含めた新規参入者が少数であるため、引き続き担い手を確保する必要がある。
- ・一色東部はみかんを中心とした果樹栽培が盛んであるが、後継者未定の経営体が多数あり、新規参入者もほとんど見られないため、果樹を耕作する担い手を確保する必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・地域内のほとんどが山間地であり、大規模な基盤整備は困難であることから、地域の特産物であるみかんを維持し、農業後継者や地域内の担い手への集約が難しい場合には、新規就農者を受け入れ、有機農業の導入も検討する。
- ・集約化を進め、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を積極的に受入れ、打越集落は認定新規就農者以外の新規就農者等の受け入れも検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手(認定農業者、認定新規就農者)への農地の集積・集約化を基本として農地バンクへの貸付けを進め、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者等により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0.20	%	将来の目標とする集積率
			30 %

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標
担い手の不足により農地の集約化が進んでいないため、地域外から積極的に担い手を受け入れる。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
一色西部の葛川以西の山麓・山間(西部農道等)周辺の農地は、将来の経営農地の集約化を目指し、原則、農地中間管理機構の活用を促進していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構の活用にあたっては、メリットをわかりやすく説明する等、周知内容の工夫に努めるとともに、生産組合等を通じた継続的な情報提供を図る。
(3) 基盤整備事業への取組
打越の町道一色5号線については、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、道路拡幅等の基盤整備に取り組むことを検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 特に一色東部については、県オレンジファーマーや県農業アカデミー等の関係機関と連携し、みかん等の果樹の担い手を積極的に受け入れる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農作業委託については、今後地域で取り組むことを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

①町有害鳥獣対策協議会との連携により、町内農地における有害鳥獣の農業被害を軽減するため、必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うとともに、「二宮町イノシシ被害対策方針」に基づく取り組みの推進により、市街地及び農地等へのイノシシの定着を防止し、もって農作物被害の拡大の防止に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和15年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	認定農業者A	果樹、野菜	2.59 ha	0 ha	果樹、野菜	2.83 ha	0 ha		
認農	認定農業者B	果樹、野菜	0.26 ha	0 ha	果樹、野菜	0.26 ha	0 ha		
認農	認定農業者C	果樹	1.87 ha	0 ha	果樹	1.54 ha	0 ha		
認農	認定農業者D	果樹、野菜	2.04 ha	0 ha	果樹、野菜	1.18 ha	0 ha		
認農	認定農業者E	椎茸	0.00 ha	0 ha	椎茸	0.00 ha	0 ha		
認農	認定農業者F	野菜	0.24 ha	0 ha	野菜	0.58 ha	0 ha		
認農	認定農業者G	酪農	0.69 ha	0 ha	酪農	0.69 ha	0 ha		
認農	認定農業者H	果樹、野菜	1.29 ha	0 ha	果樹、野菜	1.29 ha	0 ha		
認就	認定新規就農者I	野菜	0.12 ha	0 ha	野菜	0.35 ha	0 ha		
認就	認定新規就農者J	野菜	0.00 ha	0 ha	野菜	0.50 ha	0 ha		
到達	水準到達者K	果樹	0.36 ha	0 ha	果樹	0.36 ha	0 ha		
利用者	利用者L	野菜	0.00 ha	0 ha	野菜	0.08 ha	0 ha		
利用者	利用者M	野菜	0.19 ha	0 ha	野菜	0.19 ha	0 ha		
利用者	利用者N	野菜	0.29 ha	0 ha	野菜	0.29 ha	0 ha		
利用者	利用者O	野菜	0.49 ha	0 ha	野菜	0.49 ha	0 ha		
利用者	利用者P	野菜	0.23 ha	0 ha	野菜	0.23 ha	0 ha		
利用者	利用者Q	野菜	0.33 ha	0 ha	野菜	0.33 ha	0 ha		
利用者	利用者S	野菜	0.15 ha	0 ha	野菜	0.15 ha	0 ha		
利用者	利用者T	野菜	0.54 ha	0 ha	野菜	0.54 ha	0 ha		
計	19経営体		11.69 ha	0 ha		11.87 ha	0 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)